

北多摩糖尿病治療研究会会則

第1章 総則

第1条 本会は「北多摩糖尿病治療研究会」と称する。

第2条 本会は、事務局を公立昭和病院 内分泌・代謝内科に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は糖尿病に関する最先端の学術情報の交流や糖尿病の撲滅に向けた対策の総合的な討議を行うことにより、病診連携と地域の医療の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、第3条に示す目的を達成するために、クリニカル・カンファレンス及び関連テーマのレクチャーを内容とする学術講演会の開催を主たる活動とする。

第3章 役員

第5条 本会を運営するため、以下の役員を置く。

代表世話人 2名

世話人 若干名

第6条 世話人に欠員が生じた場合または増員を要する場合は、別途定める世話人会において、追加の可否並びに選任に関する決定を行うことができる。

第7条 1年毎に、別途定める世話人会において、当番世話人1名を選任する。

第4章 会員

第8条 本会は、役員並びに医療従事者である一般会員で構成される。

第5章 運営

第9条 本会の運営は世話人会により行う。

第10条 世話人会の議長は、代表世話人または代表世話人が指名した者が務める。
議決には参加者の過半数の賛同を要する。

第11条 世話人会は、次の審議を行う。

(1)当番世話人の選任

(2)世話人の選任

(3)学術講演会のプログラム編成、講演者、司会の選任

(4)その他、承認を要する事項

第6章 学術講演会

第12条 本会の学術講演会は「北多摩糖尿病カンファレンス」と称し原則として年1回の開催とする。
会の開催地及び開催日時等は、世話人会により決定し、一般会員ほかに対し告知する。

第13条 本会の学術講演会開催時に役員及び一般会員からの会費を500円徴収する。

第7章 協賛・共催

第14条 本会は、世話人会の承認により協賛・共催を受けることができる。

第8章 変更・改廃

第15条 本会の内容や協賛・共催の形態については、3年ごとの見直しを行う。

第16条 本会則の変更や改廃については、世話人会が審議・決定するものとする。

第9章 付則

第17条 本会則は、H27年8月5日、第1回世話人会実施より施行する。